



人ある限り人権を

やまびこ人権文化センターだより

2026

7

発行 やまびこ人権文化センター 倉吉市中河原 772-6 TEL/FAX 0858-28-4265



小鴨地区人権問題講演会が開催されました！

6月17日(水)午後7時から小鴨地区人権問題講演会が行われ、「誰もが暮らしやすい地域をめざして～性別によるアンコンシャス・バイアスの解消～」と題し、よりん彩の澤田真美さんからお話をいただきました。アンコンシャス・バイアスは日常生活や職場など様々な場面で見られること、自分では「偏ったものの見方や考え方をしている」とは気づいていないことなど、今後開催される町内学習会でも住民同士での話し合いの参考となるお話を聞くことが出来ました。



7月から同和教育町内学習会が始まります



小鴨地区では、「身近なことから人権課題に気づこう」をテーマに7月から9月に全町区で町内学習会に取り組みます。町内学習会は、部落差別をはじめ、差別や偏見のない小鴨地区にしていけるために、住民同士が人権問題について学び合う場です。DVD教材を使った学習にも取り組まれています。皆さんのお住まいの町区で開催される際は、お気軽に誘い合ってご参加ください。

7月 やまびこサロン

わくわくサロン

～やりたいことをカタチに～

各地区で企画した内容を行います♪

日 西鴨7月9日(木)、天神野7月16日(木)、
中河原二7月23日(木)

時 午前10時～12時
(サロン終了後にデイを開催します)

内容についてのお問い合わせは、
やまびこ人権文化センターまで☆



「健康教室&講話」で元気はつらつ！

6月のやまびこサロンでは、「ぺんぎんや。」の香川卓也さんによる、体をほぐすストレッチと健康講話をしていただきました。いつまでも自分の脚で元気に過ごせるよう、脚や体の使い方を教わりました😊



小・中学校地区学習会 取り組みの様子

5月にスタートした両学習会ですが、それぞれが調査活動や仲間作り、人権学習に取り組んでいます。



小学生



中学生

困りごとや人権侵害ひとりで悩まないで 人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターはこどもから高齢者までのさまざまな人権問題や生活の困りごとについての相談に対応しています。市の窓口や関係機関の紹介など対応していますので、気軽にご相談ください。差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課(☎22-8130)または、やまびこ人権文化センター(☎28-4265)にご連絡ください。





誰もが自分らしく生きられる社会へ

7月10日～8月9日は「部落解放月間」です

鳥取県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を目指し、毎年7月10日から8月9日までを「部落解放月間」と定めています。

この月間は、昭和44年(1969)年の「同和対策事業特別措置法」施行を記念して制定されました。差別は決して許されないものであるという認識のもと、一人ひとりがこの問題を自らの課題として捉えることが求められています。

部落差別が見えにくくなっています

以前のように、露骨な差別発言や排除は少なくなっています。しかし部落差別がなくなったわけではありません。差別が表面化しにくくなり、「見えにくい差別」として存在していると言われてます。「部落差別が見えない＝部落差別がなくなった」ではありません。

➡例えば

【身元調査】

本人に知らせないまま、出身地や家族関係を調べ、被差別部落出身であることを理由に結婚を反対するケースがあります。

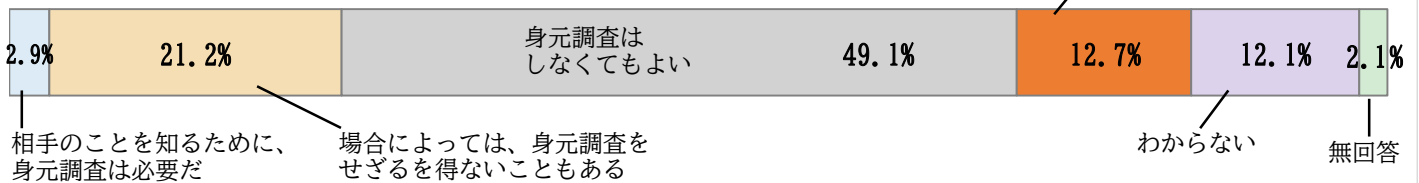
【インターネット上の人権侵害】

SNSなどで、被差別部落の所在地のリストや差別的な書き込みが掲載されることがあります。一度拡散された情報は完全な削除が難しく、新たな差別につながる恐れがあります。

鳥取県人権意識調査から

令和7年度に鳥取県が行った「鳥取県人権意識調査」では、「身元調査は絶対にしてはならない」と回答した人の割合が全体で12.7%しかなく、結婚について「反対することなど考えられない」と回答した人や、物件について「同和地区(被差別部落)にあるという理由で避けることはない」と回答した人であっても、身元調査について「絶対にしてはならない」と回答する割合が20%前後という非常に低い結果となっています。

身元調査は絶対にしてはならない



[鳥取県人権意識調査結果報告書(令和7年度調査)より]

部落差別をなくすためには 私たち一人ひとりの正しい理解と行動が大切です

●正しく学ぶ

なぜ部落差別が起こったのか、どんな課題が残っているのか理解する。

●正しい情報を見極める

根拠のないうわさ話や差別的な発言を聞いた時には安易に同調しない。

インターネット情報についても閲覧や拡散によって差別を助長しない。

●差別に気づき、見過ごさない

差別的な言動を見聞きしたときには、「おかしい」と感じる感覚を大切に、勇気をもって声をあげる。

人権尊重の行動を実践しましょう

日常生活の中で、身近なところから人権尊重の行動を積み重ねることが大切です。部落差別を解消し、誰もが大切にされる社会を共に築いていきましょう。